

第6章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進体制

地域福祉は行政だけでなく、市民・行政区等の地域・社会福祉協議会等の関係団体など、多くの方が担い手となって推進されます。それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

(1) 市民

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考えること、手を取りあい、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩です。

日頃からあいさつなどを通じて身近な人とのコミュニケーションを取り、交流を深めていくことで、困ったときに助けあえる関係をつくっていくことが必要です。

(2) 地域

その地域に住む人たちが助けあいながら、住みやすい環境にしていくため自主的な取り組みを展開しています。また、見守り活動や災害時の協力体制など、地域活動においてもますます大きな役割を担うことが期待されます。

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法に定められた、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、社会福祉事業の企画・実施、事業に関する調査・普及・周知・連絡・調整・助成、社会福祉活動への住民参加の援助などを行います。

(4) 行政

地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉サービスの向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的・総合的に推進する責務があります。そのために、庁内の福祉に関係する部署はもとより、市民・ボランティア・NPO 法人・福祉に関する事業者や社会福祉協議会などとも相互に連携しながら、地域における福祉活動を支援していきます。

2 計画の進捗を管理する体制

本計画の進捗管理は、計画の策定（P：Plan）、計画の実行（D：Do）、計画の評価（C：Check）、計画の見直し（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。

サイクルのポイントとなるCのステップでは、施策の実施状況を点検と必要な改善に関する協議を行い、次のAのステップにつなげていきます。

計画内容の見直し等にあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。

